

社会福祉法人 博愛社 福祉介護サービス相談委員会資料

No

事業所名（報告者） 児童養護施設 （ 樺山 ）

報告期間 2020年 1月 1日～ 3月 31日

A)苦情受付

No	受付日	申立人	内容	対応・改善策	
1	1月13日	高2女兒	<p>場所)高2女兒の自宅 一時帰宅中</p> <p>同施設入所中・高3男児の性加害事案 2019(令和元)年8月12日 一時帰宅中の女兒自宅に一時帰宅中の高3男児が来訪 男児が執拗に交際を求めたので、女兒はキスを許したが性交渉はしていない 女兒は男児に好意はなく性加害を受けたと感じ職員に相談して発覚した</p>	<p>対応：男児と女兒に事実確認後、大阪市こども相談センター担当者に報告する双方の保護者に報告し、一時帰宅中の保護者責任について伝える 男児には不適切な行動をとったことを伝え反省を促す 女兒には勇気を出して伝えてくれたことを認め、これからもおかしいと思ったことを声に出してほしいと伝える 改善策：一時帰宅中の状況確認を徹底する</p>	<p>終結</p>
			<p>本人の状態・主訴の逐語訳)</p> <p>女兒は自分に好意を持っていると思いつこくしてしまった</p>		
2	3月9日	5歳女兒の母	<p>場所)母の自宅</p> <p>主旨：女兒が施設職員に不適切な対応をされた疑いがある 一時帰宅時、女兒の両腕に大人がつかんだようなあざがあり、女兒が「〇〇さん(職員)がつかんだ」と言ったので、職員の不適切な対応を疑い、大阪市こども相談センター担当者に事実確認をしてほしい旨の訴えを受けて、施設に連絡が入る</p>	<p>対応：担当職員に事実確認をする 職員が女兒の腕を強くつかむ行為はなかった 女兒には入所前から薬疹痕とみられるあざがあったため皮膚科へ受診する その結果、あざは薬疹痕と診断される この内容を母に伝え、心配をおかけしたことをお詫びすると、納得される 改善策：着替え時にこどもの体に異常がないか確認を徹底する</p>	<p>終結</p>
			<p>本人の状態・主訴の逐語訳)</p> <p>女兒の話がはっきりしないので真実を知りたい</p>		